

障がい福祉サービスの内容

介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	⇒	●自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
		重度訪問介護	⇒	●重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	⇒	●視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において同行し、移送に必要な情報の提供を行います。
		行動援護	⇒	●重度の知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行います。
		重度障がい者等包括支援	⇒	●常時介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	⇒	●自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	⇒	●医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	⇒	●常時介護を必要とする人に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供します。
施設系	施設入所支援	⇒	●施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	訓練系・支援系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	⇒	●自立した日常生活又は社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	⇒	●一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	⇒	●一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	居住支援系	就労定着支援	⇒	●就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う必要な支援を行います。
		自立生活援助	⇒	●定期的な巡回、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	⇒	●身体障がい、知的障がいや精神障がいのある人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	⇒	●サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証 (モニタリング) を行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	⇒	●障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者等に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、医療確保、関係機関等との調整等を行います。
		地域定着支援	⇒	●居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。